宇治市監査委員公表第14号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規定により、監査の結果に関する報告を決定したので、同条第9項の規定により次のとおり公表します。

令和6年9月19日

宇治市監査委員

池 上 哲 朗松 岡 ゆかり

堀 明 人

第1 監査の種類

地方自治法第 199 条第 1 項及び第 4 項の規定による定期監査を、宇治市監査基準 に準拠し実施した。

第2 監査の対象

市長公室の財務に関する事務のうち、次の項目について監査を実施した。

広告料収入状況 (秘書広報課)

報償費支出状況 (職員厚生課)

委託料支出状況(秘書広報課、人事課、職員厚生課)

負担金支出状況 (職員厚生課)

補助金支出状況(秘書広報課)

備品管理状況 (秘書広報課、人事課)

第3 監査の着眼点

監査の対象事務について、収入事務、支出事務、契約事務、財産管理事務が関係 法令にのっとり行われているかどうか、部局に特有な事務事業に関し、経済性、効 率性、有効性等が図られているかどうかに着眼し、抽出して実施した。

第4 監査の主な実施内容

この監査は、市長公室秘書広報課、人事課、職員厚生課における事務事業のうち、 主として令和5年4月1日から令和6年3月31日までの財務に関する事務を対象と し、それぞれの関係諸帳簿、証拠書類等を審査し、文書及び口頭による質問調査を 実施した。

第5 監査の実施場所及び日程

令和6年6月3日から28日までに、監査対象部局の事務室等及び監査委員事務室において予備調査を実施するとともに、令和6年7月26日に監査委員事務室において監査委員監査を実施した。

第6 監査の結果

監査の結果は、下記のとおり適正であった。今後とも、引き続き適正な事務の執 行に努められたい。

1 秘書広報課

- (1) 広告料収入について 適正に処理されていた。
- (2) 委託料支出状況について 適正に処理されていた。
- (3) 補助金支出状況について 適正に処理されていた。
- (4) 備品管理状況について 適正に管理されていた。

2 人事課

- (1) 委託料支出状況について 適正に処理されていた。
- (2) 備品管理状況について 適正に管理されていた。

3 職員厚生課

- (1) 報償費支出状況について 適正に処理されていた。
- (2) 委託料支出状況について 適正に処理されていた。
- (3) 負担金支出状況について 適正に処理されていた。